

令和3年

区民委員会会議録

とき 令和3年11月29日

品川区議会

令和3年 品川区議会区民委員会

日 時 令和3年11月29日（月） 午前10時00分～午前11時53分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 鈴木真澄君 副委員長 新妻さえ子君
委員 西村直子君 委員 高橋伸明君
委員 中塚亮君 委員 藤原正則君
委員 くにば雄大君

欠席委員 委員 横山由香理君

出席説明員 川島地域活動課長 久保田地域振興部長
木村戸籍住民課長 森田生活安全担当課長
山崎文化スポーツ振興部長 篠田文化観光課長
中元スポーツ推進課長 辻オリンピック・パラリンピック準備課長

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長

ただいまから、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項およびその他と進めてまいります。

なお、本日の委員会もこれまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更するとともに、理事者の出席を必要最小限としております。そのために、これまでと同様に、所管質問については会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮を頂きたいと思っております。その上でなお、ご発言をご希望される方は、今の時点でお申出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、所轄質問はなしということで確認いたします。

最後に、横山委員より、本日の委員会は欠席とのご連絡を頂いております。また、請願・陳情の審査にあたっては、健康課長にもご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方からは録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 請願・陳情審査

令和3年陳情第56号 品川区の分煙環境整備に関する陳情

○鈴木（真）委員長

次に、まず予定表1「請願・陳情審査」を行います。

令和3年陳情第56号 品川区の分煙環境整備に関する陳情を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○鈴木（真）委員長

朗読が終わりました。

それでは本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森田生活安全担当課長

本陳情につきまして、現在の取組状況につきましてご説明いたします。

まずは要旨1についてです。品川区では、品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てる防止に関する条例によりまして、区内全域での歩きタバコを禁止するとともに、路上喫煙禁止・地域美化推進地区においては、立ち止まるとの喫煙も禁止しておるところでございます。その一方で、マナーを守って喫煙される方の立場にも配慮しまして、指定喫煙所を設置しておるところでございます。この指定喫煙所は、五反田駅周辺に2か所、大井町駅周辺に3か所、大崎駅周辺に3か所、推進地区外の西大井駅前に1か所、合計9か所に設置しているところでございます。それぞれの指定喫煙所では、望まない受動喫煙に配慮しまして、パーテーション型の喫煙所のほか、加熱式専用喫煙所なども設置しておるところでございます。また、露天型の灰皿で、歩行者との距離・間隔が保たれていない大崎駅東口喫煙所と大井町駅西口の城南信用金庫前喫煙所については一時閉鎖しているところでございます。

今後の指定喫煙所の整備についてですが、歩行喫煙やたばこのポイ捨てなどの観点から、喫煙マナー

アップの取組みを継続しつつ、現在一時閉鎖しています喫煙所は、望まない受動喫煙に配慮した形態に整備した上で再開を検討しているほか、新しく設置していく喫煙所につきましては、昼間人口や地域要望、区全体における喫煙所の設置箇所のバランスなども考慮して、設置の必要性や設置の形態などについて検討しながら整備を進めてまいります。

続いて要旨2でございます。改正前の健康増進法では、多数の方々が利用する施設の管理者に対しまして、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務を定めて、受動喫煙防止の取組みを推進してきました。しかしながら、その後も依然として受動喫煙にあう非喫煙者が多い状況が続いたことから、改正健康増進法においては、令和2年4月1日より、原則屋内禁煙としました。区ではこれを受け、受動喫煙にさらされる可能性の高い、主に飲食店への啓発・指導を中心に行ってきておりますが、陳情の趣旨でございます、事務所やオフィスなどに対しても受動喫煙に配慮した環境整備について、これまでの管理者への働きかけや相談対応を適宜行ってきているところです。引き続き、健康増進法が目指す受動喫煙防止の取組みを進めてまいります。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑・ご意見等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

幾つか伺いたいと思うのですが、まず、たばこの害、健康被害について伺いたいと思います。つまり、喫煙されている本人とその周辺の方、受動喫煙のことですけれども、具体的にどんなリスクがあるのかご説明いただきたいと思います。

○高山健康課長

たばこの害についてのお尋ねでございます。リスクとしましては、脳血管疾患や慢性閉塞性肺疾患、COPDといわれるもの、それから肺がんなどといったもののリスク因子として、広く科学的な知見があるということで認められているところでございます。

○中塚委員

今説明があったとおり、たばこには具体的な健康への害があるということです。陳情が求める公共の場での喫煙所の増設について、区はどのように考えているのか伺いたいと思います。先ほど、今後の展開については、バランスを見て整備を進めていくというお話でありましたけれども、具体的な健康被害が明らかな中、公共の場の喫煙所の増設は進めるべきではないと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○森田生活安全担当課長

現在、9か所に設置しておりますが、先ほどご説明させていただきましたが、マナーを守って喫煙をされる方の立場に配慮して喫煙所を設置しているところでございます。喫煙所設置につきましては、受動喫煙に配慮した形となるように、私どももまた考えて検討しているところでございますので、そういった喫煙所があるからこそ、周辺の喫煙環境が、受動喫煙に至らないような喫煙環境が整うであろうということも考えておるところでございます。

○中塚委員

最後に一言。今ある公共喫煙場所について、近隣の方の声を受けて、一時的に閉鎖したり撤去したり、またトレーラー型に改善したり、そういう取組みそのものには一定、理解を示したいと思いますが、今以上に箇所数を増やすというのは進めるべきではないという意見を述べておきたいと思っております。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。陳情要旨の2番に関してなのですが、事業所やオフィスビルに対してどこまでの環境整備を求めるのか、施設管理者に対して現状どのような働きかけを実施しているのか、お聞かせください。

○高山健康課長

陳情の趣旨の2にございますのは、主に事業所等への働きかけでございます。区では、例えばしながわCSR推進協議会の場をお借りしまして、受動喫煙に関する取組みや法律、条例、都条例の趣旨などをご説明してきております。それらに加えて、しながわ産業ニュースなどを用いまして、そうした新たな喫煙環境の、現下における受動喫煙の関係の取組みについて周知してきているところでございます。個別のお話としましては、例えばなのですが、生活安全担当と連携いたしまして、大崎駅近隣などの民間オフィスビルなどへの喫煙所の再開でありますとか、様々ご相談に乗ってきているところでございます。

一方で、やはり企業の取組みとして健康増進を第一の目標に掲げて、オフィス内を全面禁煙にするといった動きもありますので、そうした利用者、管理者の意向などを踏まえまして、アドバイスなどをこの間、相談なども含めて応じてきているところでございます。

○西村委員

ありがとうございます。

○鈴木（真）委員長

ほかにご発言はありますか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。今、庁舎外の2か所の喫煙所が再開されております。そんな中、記載してあるのが、電子たばこのみとなっております。そうすると、やはり当然、煙、葉たばこを好んで吸う方もいらっしゃる中、今、電子たばこが主流ではないのですけれども、喫煙所においても電子たばこのみの喫煙所が非常に多いように感じます。これは、葉たばこを好まれている方に対しても、やはりそこはきちんと環境を、それはコンテナ型が一番賢明だと思うのですけれども、そのコンテナ型も区としては、いろいろと思案するところがあると思うのですけれども、方向的にどういうふうに関後考えていらっしゃるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○森田生活安全担当課長

加熱式たばこのことということでお伺いいたします。私どもでは、7月に本村橋指定喫煙所を加熱式専用喫煙所として再開させていただきました。再開までにはいろいろと検討させていただいたところでございますが、受動喫煙防止を考えながら施設を設置しますと、ある程度の大きさが必要になってくるところでございます。本村橋指定喫煙所につきましては、その大きさを保てる場所がなかったというところで、あの場所においては加熱式喫煙所専用にして、ある程度、煙を抑えた状況でなければ再開はできないであろうということとさせていただいたところでございます。今後も、委員のおっしゃる葉たばこの活用者の方もいらっしゃると思いますので、そういったところも加味しながら検討を進めつつ、設置の整備は進めていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員

ありがとうございました。ぜひそこは加味していただいて、検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。以上です。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

○くにば委員

まず、区としての考え方を伺いたいのですが、今、ターミナル駅に主に指定喫煙所があるというか、全てにあると思うのですけれども、ターミナル駅以外の喫煙所について、例えば20年前とかもう少し前であると、おおむね、どこの公園でもベンチなどでたばこは吸えたと思うのです。そういったものが徐々に、それこそ副流煙というもの、煙害というものを考えられた結果、どんどん減っていったと。結果として、いわゆるターミナル駅以外の乗降客数が少ない駅や、駅から遠いところ、住宅街を含めてまちなかといったところの喫煙所がどんどん減っている中で、私は、喫煙所をどんどん閉鎖して、区内での喫煙者を減らしていきたいという立場で区民委員会でも繰り返し発言させていただいているのですが、やはりその一方で、たばこを吸われる方の権利という部分、今回の陳情にもありますとおり、そういった方々の一定の権利というものを考慮しなければならないのかという心情的な部分も踏まえまして、まず第1点目が、区内全域での、現在、設置している指定喫煙所以外、例えば私の中で1つ思うのが、陳情に盛り込まれてはいないのですが、オフィスビルの前に、そのオフィスビルの管理者が設置する。あと、昔でしたらコンビニが駐車場内、コンビニの前に喫煙所というか、たばこの灰皿を置いて、そこで皆さんたばこを吸われていたのが、どんどん撤去されていっているのが現状だと思うのです。それから、たばこ販売店でも昔は、その前などにも、やはり灰皿が置かれていて、当然ながらその前でも、たくさん人が行き交う中でたばこを吸われていて、通りがかりの方々が煙害を被ってしまったという中で、それもやはりどんどん減ってしまっていると思うのです。

そういった私有地に、各々が自由に、喫煙所というか、縦型の灰皿は自由にまず置けるものなのかどうかということ、あと、住宅街であるとかまちなかでの指定喫煙所以外の喫煙場所は、区の条例だと、どういうところに設置してはいけないと言っているのか。まずその2点を伺いたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○森田生活安全担当課長

まず条例のほうでございますが、私どものところでは、品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例ということで、これは指定地区を設けて、そこでもマナーを守って喫煙される方のために指定喫煙所を設けているところでございますが、喫煙所をつくってはいけないというところではございません。これは健康増進法の話になるとは思います。その辺が意味的には違うところがございます。

あと、私有地において灰皿を設置する、しないのところ、これも健康増進法の話なので、私がどこまで話していいのかというのはですが、私有地に置いたとしても、いずれにしても、受動喫煙に配慮して置かなければならないというところにはなっておりますので、それは私どものパトロールでも、そういった苦情があれば、健康課と連携しながら対応しているところがございます。

○高山健康課長

今、生活安全担当課長が申し上げましたとおり、私有地においては、基本的には管理者の考え方一つということになっています。先ほどご質問の中にもありました、例えばコンビニの前のいわゆる灰皿のようなものに関しましては、基本的には私有地ですので、設置に関しては管理者の思うとおりではございますが、ただ一方で、先ほど申しましたように配慮義務がございますので、たばこの煙が周囲の方々に影響しないような場所に設置するといった部分については、配慮の義務が管理者にはあるということで

ございます。

一方で、自由とは申しまして、やはり健康課に寄せられる話としましては、そうしたお店の前で長時間にわたってたばこを喫煙されるということで、近隣への被害があるというような事例もありますので、そうした場合にはお店の方とじっくりとお話をしまして、そうした声が寄せられているということをしかりとお伝えした上で、必要な対策を取っていただくようお願いしているところでございます。

○くにば委員

ありがとうございます。陳情の要旨2番の部分なのですが、それぞれ、ここに書いてあるとおり、事業所やオフィスビル等の前に任意で設置される喫煙所に関して、もう少し、区のほうで、それをつくってもいいけれども、煙害を周りに及ぼさないように、例えばパーテーションの設置なりに補助して、ここの陳情要旨2番にあるとおり、どんどんつくっていただきたい。それから、区できちんと環境を整備するよう要望していただくという部分だと思うのですが、多分令和3年度から、たしか事業者、お店などに補助金として区が半分助成して、どんどん喫煙所をつくっていただきたいといった施策を、始めていらっしゃると思うのです。それももちろん、ポイ捨てされないように、喫煙所を増やして、ただマナーを守った形、煙害を及ぼさないような形でどんどん増やしていただきたいという、たしかそういった趣旨の下で取組の施策は行われていると思うのです。結局、スタンスとして、区の中ではやはり指定喫煙所、ポイ捨てを防ぐため、あとは煙害を防ぐために設置を進めていきたいのか、陳情の2番にあるように、きちんと正しい形で、区でも施設管理として環境整備をするのであれば、設置を進めていきたいのかどうかという、区としてどちらの方向にかじを切りたいのかというのが、割と、区民委員会を聞いている中では、両方というか、両方とも実現させていきたいみたいな形のニュアンスを受けるのですが、区としてどのように進めていきたいのか、マナーアップというか、たばこを吸う人を減らしていきたいのかどうか、その大きな方向性について、伺いたいのですが。

○森田生活安全担当課長

委員のご説明にありましたとおり、民間の喫煙所の設置の関係につきましては、本年から実施しているところでございます。いろいろご相談はありますが、今のところ、まだ申請までには至っていないところでございます。

どちらにかじを切るかというお話ですが、私どもでは、今のところ、ポイ捨てや空き缶にも通じる点ですが、ある程度の設置場所は必要であると。また、受動喫煙に関しては、ある程度、受動喫煙に配慮した施設があれば、そこにお集まりいただいて吸うことによって、受動喫煙も防がれますし、吸い殻のポイ捨て防止にもなるであろうということで、ある程度は必要であろうということで検討を進めながら、整備を進めていくという形で考えております。

○高山健康課長

私としては健康を所掌しますので、なかなか答えづらいところではございますが、現在、国民健康・栄養調査という、国の実施している全国調査がございまして、令和元年、2019年の調査では、喫煙率というのは16.7%ということで、これはもう、年を追うごとに喫煙率自体は低減しているというような状況にございます。しかしながら、16.7%という数字が示すように、これが直ちにゼロになるというものではございませんので、今、生活安全担当課長から申しましたように、やはり喫煙者にも配慮しつつ、一方で健康の面からいけば喫煙率を徐々に下げていくといった、両方の施策が必要かと考えておりますので、そういう意味では、いずれか一方という選択肢というふうには、なかなか決め難いといった状況にあるかと考えております。

○くには委員

ありがとうございます。やはり、健康推進という面と、あとは生活安全課としての意見は同じ方向を向いているようで、やはり片や一定の配慮が必要なので設置を進めていく、一方で健康推進のために喫煙者は減らしていきたいという両方の側面があるので、施策がどうしても、客観的に見て、どちらにかじを切っているか、どちらともなかなか判別というか、両方進めていきたいという旨があると思うのですが、最終的に私の質問の部分が陳情要旨2番の部分で、先ほど私が申し上げた一般施設へ区の補助金を2分の1出して環境を整備するという取組みは、まだ申請が0件というところなのですけれども、それをどんどん進めていけば、この文章からいいますと陳情要旨の2番の願意にかなうということです。なので、私も2番に関しては進めていってもいいのかと。もちろん、たばこを吸われる方の権利、たばこを吸われる方がそれぞれ健康に気を遣うかどうかというのは、もちろん啓発して行って、最終的にご自身で判断されることだと思うのです。ただ、結局、副流煙の被害というのはご自身で判断できない。それぞれ煙害という形で被ってしまうという部分に関しては、やはり両方の権利を守るためには、陳情の要旨2番を進めていくべきかと。なので、まだ申請が0件という部分をどんどん勧奨して行ってというか、広報を進めて行って、陳情要旨2番にあるとおり、民間の施設で補助金を活用してどんどん喫煙所を増やしていったほうがよろしいのではないかと思います。生活安全課としてなのか、両方の課の立場として、2番を進めていくことに関して最終的にどう思われているのかだけ、最後にご答弁ください。

○森田生活安全担当課長

民間からの申請のお話でございます。申請が今回は0件ということでしたが、私のほうでも、各駅の周辺を見ながら、どういったところに設置ができるのであろうか、こんなことができますということをお伝えしながら設置できるだろうかというのを、今、考えながら進めているところでございます。検討をこのように進めていきまして、3分の2の補助でございますので、これも調査・研究しながら、他区につきましても100%というところもあるようなので、そういったところも加味しながら進めていきたいと思っております。

しかしながら、東京都も、この補助は今年度7月まででしたので、私どもも、その辺は国の動向や都の動向、近隣区の状況も見ながら進めて行って、民間の喫煙所の設置ができるような、申請を受けられるようなこともやっていきたいと思っておりますし、私どもからも働きかけなども進めていければと思っております。

○高山健康課長

陳情の趣旨の2にございます、喫煙環境の整備という点でございます。喫煙所を設置するというのも1つの環境整備でございますし、先ほど冒頭でご説明申しました、従業員の喫煙率を下げっていくというの、企業のいわゆる職員の健康管理の1つの考え方、方向性だと思いますので、そうしたもののご相談を受ける中で、いずれが事業者、管理者の望む姿かというところをしっかりと受け止めまして、喫煙所の整備が必要ということであれば、例えば東京都が派遣しております、喫煙室の構造設備基準を判定できるようにアドバイザーといったものにつないだり、様々、事業主、管理者が考える方向性を後押しするような形で、区としても協力してまいります。

○くには委員

それぞれありがとうございました。この陳情に関して、それぞれ恐らくたばこに関しての推進や、喫煙者、嫌煙の方、それぞれの立場によって、この委員会でも意見が分かれるかとは思っています。一

応、2番に関しては、私はそれぞれの方の権利を守りつつ、なお令和3年度からの、区で取組み、3分の2の補助金というものを進めているという施策がもちろんあるという部分は、陳情2番と方向性はかなっているかと思うのです。そこに関しては、皆様も含めまして、取組みというものを考えていったらいかがかと、所感を述べさせていただきます、終わりにさせていただきます。

○藤原委員

質問をする前に委員長に質問なのですが、結構、理由の中で、いわゆる30億円とか、税金のことが出ているのですけれども、この委員会に健康課長は来てくださっているけれども、税務課長は来ていないから、たばこ税に対する税金に対しては、質問をしても答える方がいないから、できないですよね。理由の中には税収でこれだけ貢献しているのだというふうに結構出ていますが、できないですよね。

○鈴木（真）委員長

他の委員会の関係で、税務課長は今回こちらに出席していないのですが、一応、事前に課長とは打合せしていますので、細かいところまではしにくいところもありますけれども、ある程度のところは、概略、質問の内容によってはお答えできると思います。

○藤原委員

分かりました。では改めて質問しますが、まず陳情提出者の肩書きですが、そもそもどういうところなのでしょう。

○森田生活安全担当課長

申し訳ありません。私が着任してから、この方々と直接に何かやったということも、取組的にはございませんが、こちらに陳情を頂いているということで、手配をしながら、中身を検討していこうということで考えております。

○藤原委員

課長、何でそれを伺ったかという、さっきも出ましたけれども、ポイ捨ての条例の中で、私は前回の大崎駅東口指定喫煙所の件ときも伺いましたけれども、この条例の中にたしか、製造・販売等をしている責務もありますよね。あれは努力義務ですか、喫煙場所をつくる時にといいますか、努力なさい、協力なさいみたいな文言が条例の中にありますよね。それで、製造はわかりますが、販売というと、元のところの販売か、もしくは個別のお客様に売るところも、条例上は販売所という形になるのでしょうか。

○森田生活安全担当課長

事業者などの責務というところで、条例でされておりますが、これにつきましては、製造・加工・販売などというところですので、該当するというところでございます。

○藤原委員

そうすると、入るということであるならば、区に対して、公共喫煙場所の増設・維持または改良を積極的に進めることを強く求めますというような内容なのですけれども、その条例の中に該当するということであるならば、一緒に協力してやっていきたいと思いますというの、私はありなのかと思います。ただ、陳情者の方たちからすると、いやいや、たばこ税で品川区には30億円も納税しているではないですか。だから、このお金で整備してくださいと。30億円というお金が納税しているのだから、受益者負担といえますか、たばこを吸われる方が、たばこを買い、そこから税金が納められているわけだから、私たちは税金で、そういう形で協力しているわけだからというような趣旨で考えていいのでしょうか。つまり、条例の中には販売のところも協力なさいとなっているわけだから、その辺がよく私自身、整理が

つかないの、課長はどう思いますか。

○森田生活安全担当課長

委員のご意見も踏まえまして、あらゆるところにご協力をお願いして進めていくのは当然かと思っておりますし、私どもでも不明な点、分からない点も当然ございますので、そういった意味ではご意見など、また質問などもしながら、適切な対応ができればということで考えております。

○藤原委員

健康課で出している、いろいろある冊子の中に、禁煙に関しては必ず出てくるのは、例えば健康を増進するためにアルコールは適度にしなさい、たばこはなるべく吸わないようにしましょうという形で出ているわけです。健康課長の立場では、はっきり決めるのは難しいですが、健康を所管する課としては、本人のことを、吸う人、吸わない人と分けるわけではなくて、受動喫煙など望まない煙等を受動的に吸ってしまう人のことを考えれば、やはりこの陳情というのはもっともだと思います。それとも、こういうことよりも、最初から喫煙を勧めているのだからというような考えになるのでしょうか。

○高山健康課長

たばこの害の観点からいけば、もちろん喫煙はやめたほうが、喫煙はやめてから時間の経過とともに、肺が非喫煙者の状態に徐々に戻っていくというような検証結果もありますので、そういう意味では一日も早く、私の立場では、たばこを卒煙していただくことで、がんや、様々な疾患からご自身の健康を守っていただきたいという思いは、1つございます。

ただ一方で、受動喫煙の対策も私のほうで所管しておりますので、先ほど申しましたように、現在、喫煙率が2割弱というようなところもございますので、これが直ちにゼロになるわけではございませんので、この間の今後の取組みとして、やはりそうした受動喫煙にさらされないことがないように区民の方々の健康を守っていくといった側面も、やはり私も少々行っております。平成29年に実施しました、健康に関する意識調査という調査の中でも、過去1か月以内に受動喫煙を受けたと感じられた方が、大体6割いらっしゃったということがございますので、そういう状況に照らせば、主に飲食店における喫煙環境を整備していくということで、そうした危険にさらされる方を一人でも少なくしていくといったことも、対策としてはやはり続けていく必要がございますので、たばこの害は認めつつも、一方で施策、対策として、受動喫煙についても取り組んでいく必要があると考えております。

○藤原委員

今、答弁を伺いまして、すごくよく分かりました。

「税収は上がりますよね」とは答弁しないですね。だから、やはり税収という意味よりも、受動喫煙等を望まない方たちを守っていくという意味においても、やはり陳情の1で言っている公共喫煙場所の増設・維持・改善というのは、やはり区として進めて、たばこを吸われる方、吸われない方の両方の権利を認めていくのが、私はいいと思っているのですけれども、健康課として、そういう意味できちんと分けてやるということに関して、私はいいと思うのですけれども、健康課長はどう思いますか。

○高山健康課長

先ほど来のご説明の繰り返しになってしまうかとは思いますが、やはり喫煙者が直ちにゼロになるわけではないという観点から言えば、たばこを嗜好される方と、たばこを嫌われる方という2者がいる以上は、それぞれに対応していく必要があると考えております。その上で、公共喫煙場所の整備というのは有効な運営の手法でございますので、そうしたものが増えることによって、受動喫煙の危険にさらされることを減らしていくという、そういった効果は認められるものでございますので、やはり当面の間、

施策は継続していくべきものと考えております。

○藤原委員

最後に、生活安全担当課長に要望というか、答弁を伺うかもしれないのですが、前回の委員会でも私は質問しましたが、せっかく区として統一して、空き缶も含めてポイ捨て条例をつくったわけです。その中に、製造・販売の方たちの責務が、項目に書いてあるわけです。前回の委員会の答弁は、これからもよく勉強していきますというような答弁がたしかありました。ですから、ぜひここは徹底的に勉強してもらって、今回の件は、区に要望しますという陳情が区に来ているのですけれども、製造する方、販売する方、また行政が、きちんとお互い協力していただくように、せっかく条例があるのですから、そのようにしていただきたいと私は思うのですが、最後にその辺はいかがでしょうか。

○森田生活安全担当課長

条例につきましては、たばこの吸い殻投げ捨での防止、または歩きたばこの防止というところで制定されているところではございますが、一方、たばこの煙害というところでも、勉強は私どももしていかないといけないというところではございます。引き続き、関係機関等にお伺いしながら、分析しながら、どうあるべきかというところにつきましても考えていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長

ほかにご意見はありますか。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。2点ほど確認させていただきます。これまでのそれぞれの委員の質問の中でも出てきたものの確認になりますけれども、1つは、品川区が令和3年から始めている、喫煙所の維持管理に対する補助金は、実績がないというご答弁がありました。このことに対してどういうふうに制度を周知されてきたのか、例えば今回、陳情を出されている団体も含めて、どのような方にこういう助成制度ができたということを周知されてきたのかということをお伺いいたします。

それともう一つ、陳情の要旨に基づいて、公明党はこれまで受動喫煙防止対策を、かねがねこの議会の中でも求めてまいりました。品川区の考え方をいま一度、確認させていただきますが、私もたばこを吸わない一人ですので、やはりたばこの煙や臭いは非常に苦手です。そういうお声もたくさん伺ってきました。吸う人と吸わない人、それぞれがきちんと共存できるような整備が必要ではないかと。吸わない人が増えるということがとても理想的だとは思いますが、やはり一定程度、たばこを吸われる方もいらっしゃると思いますので、それぞれの思いが反映されるような整備が必要ではないかと考えます。いま一度、品川区の考え方として、この喫煙環境の整備が喫煙者を増やすためのものではないということを確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○森田生活安全担当課長

喫煙所の設置費用に対する補助金でございますが、これは私どもで要綱を設定しまして、ホームページでの周知と、区内の担当部署には、そういった要綱を改めたということもお伝えしております。そういうところから、現場に伝わり、その内容をお伺いしたいと問い合わせがありました。1つは、そのように進めているところです。また、ある会社の周辺で苦情がありましたときには、そこに私どもがお伺いしまして、実はこういった施策もございますということでご紹介もさせていただいているところでございます。今後につきましても、まだ申請がないので、先ほどのご説明と重なるところではございますが、私どもも、どういうふうに周知していったらいいのかということも含めて、また現場に行って、こういった制度がありますということも説明しながら進めてまいりたいと思っております。

○高山健康課長

区の施策として、喫煙率を増やすということではなく、受動喫煙の関係で言えば、被害に遭うことを減らしていくということが目的となるところではございますが、先ほどご紹介しました国民健康・栄養調査という国のレベルの調査ですと、例えば平成21年においては、喫煙率は23.4%でした。先ほどご紹介しました令和元年にしましては16.7%ということで、傾向として、やはり喫煙人口は徐々に減っているところでございます。

一方で、やはり働き盛りの男性の喫煙率は依然として高いという傾向もあります。こうした方々がご自身の意思で喫煙をやめられるというような後押しの支援として、禁煙外来助成といった、たばこをやめる際に、やめたい方が治療に要する費用の一部を助成するといった仕組みなども並行しながら、こうした喫煙人口も最終的には減らしていくということが、健康増進の観点でいえば目的とするところでございます。それがひいては、2人に1人が、がんになるという時代にあって、がんの危険な因子として過度の飲酒や喫煙などが冒頭に挙げられるような要素であるという科学的な知見がある以上は、そうしたものを、少しでも危険を遠ざけていくということは、私どもとしては目指してまいりたいと考えております。

○新妻副委員長

ありがとうございます。まず助成制度についてですけれども、いま一度、また周知の仕方を工夫していただきたいということと、せっかく予算をつけているわけですから、使われるような制度にしないといけないと思いますので、現場の声を聞いていただきながら、少しここが変われば使えるのだというような意見があれば、現場の声を聞いていただいて、使われるような制度に変えていただきますよう、要望させていただきます。

また、健康課長のご答弁もありがとうございます。喫煙率は減ってきていると確認しましたが、一方で女性の喫煙者が増えているとか、そういう課題もありますので、そこは引き続き、また区としても取組まれるようよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○鈴木（真）委員長

ほかにご発言はよろしいでしょうか。

○西村委員

1点だけ質問します。派生する質問で、今、助成金のお話もあったのですが、健康課長が来てくださっていますので、禁煙外来治療費助成金交付事業を行っていると思うのですが、こちらの進捗状況を教えていただけますでしょうか。

○鈴木（真）委員長

それは厚生委員会です。

○西村委員

では、改めて別にお伺いします。

○鈴木（真）委員長

それでは、ほかによろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第56号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言を願います。また、結論を出すのであれば、その

結論についてもご発言ください。それでは自民党からお願いします。

○西村委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

○新妻副委員長

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

○高橋（伸）委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

○中塚委員

本日結論を出すということで、態度としては不採択でお願いします。

一言、公共の場での喫煙や、オフィスも含めてパブリックな場での喫煙は、規制こそ強めるべきだと思います。健康への被害がある中で、新たな喫煙場所の増設は進めるべきではないと思います。

○くには委員

この場で結論を出すで、採択で。

○鈴木（真）委員長

ありがとうございます。

それでは、陳情第56号については、結論を出すということでご意見がまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第56号は本日結論を出すことに決定いたしました。

令和3年陳情第56号 品川区の分煙環境整備に関する陳情を採決いたします。本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木（真）委員長

賛成者多数でございます。よって本件は採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

健康課長はご退席いただきまして結構でございます。ありがとうございました。

2 報告事項

(1) 特殊詐欺被害状況と被害防止対策等について

○鈴木（真）委員長

次に、予定表2の報告事項を議題に供します。

初めに、(1)特殊詐欺被害状況と被害防止対策等について議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森田生活安全担当課長

私からは、特殊詐欺被害の状況と被害防止対策などについてご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。1は、品川区の全刑法犯認知件数の10年の比較をしたものでございます。全刑法犯ですが、平成23年は4,171件、令和2年は2,049件でマイナス2,122件で、

増減率ではマイナス51%と、約半分の減少をしているところでございます。

主な手口としましては、自転車盗、ひったくり、万引き、侵入盗、詐欺を挙げておりますが、全てにおいて減少しているところではございますが、右側にございます特殊詐欺につきましては、平成23年50件、令和2年90件とプラス40件、減増率で80%の増となっておりますところでございます。

続きまして2ですが、特殊詐欺被害状況の今年の1月から9月までの数値でございますが、品川区では87件、約1億3,800万円の被害でございます。手口としましては、還付金詐欺が最も多く、35件で40%、次いでオレオレ詐欺が26件で30%となっております。

手口内容につきましては、裏面の6をご覧ください。丸の4つ目が還付金詐欺でございます。ここでは、被害の多い還付金詐欺とオレオレ詐欺の手口について説明させていただきます。まずは還付金詐欺でございます。医療費、税金、保険料などについて、「還付金があるので手続きをしてください」などと言って、被害者にATMを操作させて、被害者の口座から犯人の口座に送金させるという手口でございます。もう一つ、丸の1つ目ですが、オレオレ詐欺でございます。オレオレ詐欺につきましては、親族などを名のりまして、「かばんを置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って現金をだまし取る手口でございます。

表にお戻りください。その他の手口については記載のとおりでございます。

3でございます。これは、品川区内のアポ電傾向を示しています。特殊詐欺の被害に遭う前に被害者宅にだましの電話がかかってくるのですが、このだましの電話をアポイント電話、アポ電と言っております。この件数はあくまでも、警察に通報があつて、その内容を、メールけいしちょうで送信した件数を私どもで集計したものでございます。実際はこの件数より多く、だましの電話はかかっているものと考えております。特徴的には、今年は還付金のアポ電が多くなっております。また、今年初めには1桁だったオレオレ詐欺のアポ電が6月から多くなっていることが分かります。様々な手口はございますが、現在は、還付金詐欺、オレオレ詐欺の2つが多くなっているということが言えるところでございます。

続いて4、品川区の被害防止対策でございます。3でご説明しましたとおり、被害者をだます第一歩は電話でございます。区では、被害防止に有効な自動通話録音機を、区内在住65歳以上の方に無料で貸出しをしており、平成28年から約4,700台の貸出しをしているところでございます。この自動通話録音機の普及を促進するため、チラシのリニューアルや、しなメール、広報しながわなどで周知しているところでございます。また、本年につきましては、江戸家小猫さんと警察署の協力を得ましてCMを作成しまして、品川ケーブルテレビや品川区に設置されているデジタルサイネージで放映しております。写真が、CMの一部でございます。また、現在は試験運用中ですが、AI型自動通話録音機を本件8月に17件設置しまして、現在までアポ電などの入電はございませんが、今後も効果検証を図っていくところでございます。その他、ワクチン集団接種会場での啓発資料の掲示や、野沢雅子さんの防犯広報につきましても、引き続き行っておるところでございます。

また、(5)番ですが、品川区生活安全パトロール隊の活躍としまして、区内の全域のパトロールを実施しており、警察署にアポ電の通報があった場合には、該当地区に行つて、被害防止の広報などもしております。そのような中で、パトロール中に、還付金詐欺の手口でATMに行こうとしている男性を被害から未然に防止し、大井警察署長から感謝状を頂きました。こういった活躍もでございます。現在も多くの方が還付金詐欺の手口でだまされています。ATMの周辺で、携帯電話で話している高齢者を見かけた際には、お声がけ頂くようにということをお願いしているところでございます。

裏面に行きまして、5でございます。こちらにつきましては、特殊詐欺をはじめとした様々な犯罪被害の防止に役立つ警視庁の防犯アプリ、デジポリスや、メールけいしちょうをご紹介させていただきました。現在、品川区のホームページに、本日、説明をさせていただいた内容や、デジポリスなどを紹介するページを、今、作成中でございます。今後も被害防止に役立つ情報の発信や自動通話録音機をさらに普及させるなど、品川区における被害防止に取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

特殊詐欺という卑劣な犯罪をなくすために、また被害に遭う区民をなくすために、ぜひ取組みを強めていただきたいと思いますと思っております。

1点だけ伺いたいのですが、「特殊詐欺被害状況」ということで、品川区87件、総額1億3,800万円と資料に記載がありますが、私は実態はこれ以上かと思っております。現に、私の周りでも特殊詐欺の被害に遭ったという相談がありまして、話を聞くと、だまされた私が悪かったと。とても恥ずかしくて家族にも言えないし、相談もできない。でも大切な自分のお金が取られたので何とかならないかという相談でした。私は必ず、だますほうが悪いのだと。あなたは決して落ち度はないと。ぜひ警察に相談して、取締りというか、犯罪をなくしていこうと声をかけるのだけれども、いやいや、警察にまでご面倒をかけるわけにはいかないとおっしゃっている方もいらっしゃいました。被害状況は、実際にはこれ以上だと私は思っているのですけれども、区はどのように考えているかということと、あと、こういう被害に遭った際には、ぜひ警察署や、もちろん交番、警察官でも結構ですけれども、相談してほしいという声かけも強めていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森田生活安全担当課長

実態はこれ以上ではというお話でございます。確かに、全ての被害が届けられているというわけではないと私も存じ上げております。その辺、被害者も、個人ではあり、いろいろなご心情がございますので、一方的には言えないところではありますが、これは被害防止のため被害を届け出ただいたほうが、次の被害を防止する上ではありがたいかというところでございます。それにつきましては自動通話録音機、1つの手段ではございますが、被害防止には役立つものでございますので、そういったものも利用していただいたり、電話に出してしまうと、私はだまされないと考えている方でも本当にだまされてしまいますので、この点につきましては私どももよく周知して、ぜひとも防いでいきたいと思っておりますので、今後とも周知にご協力いただければと思います。ありがとうございます。

○鈴木（真）委員長

ほかはよろしいでしょうか。

○藤原委員

品川区での発生状況が出ていて、令和3年1月から9月末という期間ですが、そういうくくりではなくて、被害届が出れば所轄の警察で調査してくれると思うのですけれども、大体でいいので、検挙の状況はどうなっているのですか。

○森田生活安全担当課長

検挙につきましては、これは東京都全体の数値でございますが、1,701件、前年比マイナス1ということでございます。でも、そのうち、これは現場設定というのがありまして、被害者のお宅にアポ

電が入ってきて、これを機としまして警察に通報したことで、警察が現場の設定をして検挙したというのが、76件で昨年の2倍ということで、検挙率も上げてはいるところではございます。そういったところでは、質問検挙もする、防止もするという両面で被害防止を図っていきたいということでございます。

○藤原委員

オレオレ詐欺に対して、固定電話の相手が内容を言わなければ出ませんという機械などを啓発したり、私が住んでいるのは大井警察の署内なのですけれども、今日、例えば大井何丁目にこういう電話が入っています。警察から電話を頂戴したことも現実にあります。防止という意味だと、これだけ所管で、オレオレ詐欺ではないですかみたいなメモ帳も、固定電話に貼るシールなども出してくれていますよね。これだけ啓発してくれているにもかかわらず、ゼロにはならない。最後は被害がゼロになってもらいたいのですけれども、それでも今は、令和3年でも87件、1億3,800万円の被害が9月末までで出ているのは、これだけ啓発をしているのにどうしてなのでしょうね。その辺を分析等しているなら教えていただけますか。

○森田生活安全担当課長

いろいろ周知している中で、被害発生がなかなか防止できないということでございます。しかしながら、自動通話録音機も含めてですけれども、多分防止策を講じていないと、これ以上の被害が当然発生するだろうということで考えています。私どもで正確な件数までは把握できませんが、区でいろいろな予算措置をし対策を進めていることについては、必ず効果が出ていて、それ以上の被害を防いでいると考えております。今後もしいろいろな手口がありますが、被害に遭われた方については、本当に電話に出たまま、私は被害に遭わないと言っている方でも、あれが詐欺だったのだと、被害に遭ってから気づくものですから、いろいろな効果はあるとは思いますが、様々なものを周知していきながら、また家族の方々にも、「おばあちゃん大丈夫」など、家族の中でも広めていただけると非常に未然防止につながるかと思っております。今後とも私どもで検討、研究しながら進めていきたいと思っております。

○藤原委員

決して、ゼロになっていないから効果がないのではないかという質問ではなくて、ぜひこれからも一歩一歩進めていただいて、私もいろいろな施策を打っているから数字がだんだん減ってきていると思って評価はしていますので、それは押さえておいてください。

そして、今、課長から答弁がありましたけれども、家族の方が「おばあちゃん大丈夫」とそういう声をかけてあげるとか、そういう面でも、どういうふうにすれば効果が出るかというのは分かっているわけですから、一回きちんと整理して、まず最初は電話ですよ。いきなり来てというか、家に侵入するなどではなくて、まずは電話なので、その辺についても一回整理していただいて、また施策として打って行っていただきたいと思っておりますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○森田生活安全担当課長

ありがとうございます。特殊詐欺につきましては、新たな手口はありますが、基本的にはほとんど同じような手口です。ですので、新しい手口も加えながら、どこがポイントになっているか、被害防止につながるのかも考えながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともご協力いただけると助かります。ありがとうございます。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。2点質問させていただきます。まず1点目が、特殊詐欺の状況で、還

付金が35件、割合にして40%となっています。それで、還付金の割合が多いというのは、どういった背景があるのか、その理由がもしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

あともう一点が、先ほど課長からも説明があった、4番の品川区の被害防止対策で、被害があった地域に生活安全パトロール隊の方が、警戒、被害防止のためパトロールに行くとおっしゃっていましたが、あわせて、被害があった地域の所管の警察が、パトカーではなくて警察車両で、こういう被害がありましたというスピーカーを鳴らして地域を回っているのを何度か見たことがあるのです。同じことの繰り返しのお話になりますけれども、そういったときには、警察から連絡があって、迅速にその地域に、場所に向かうという考えでよろしいのですか。そこだけ確認させてください。

○森田生活安全担当課長

還付金詐欺が多い理由でございますが、これにつきましては、犯人が電話をするだけで犯行を完結することができますので、ほかのオレオレ詐欺などは、ある程度、家に来て対面してお金を持っていくなどが必要でございますので、還付金詐欺は、やりやすいのです。なおかつ、これは卑劣なことに区役所を名のるので、皆様方には信頼していただいている区役所の名前を名のるので、これについては私もどうか被害を防止したいというところではございます。そういった理由で、この還付金が多くなっているのではないのかというところ、リスクのところでは、そう思っております。

また、パトロールの関係ですが、これは委員からお話がありましたが、被害があった場所ではなくて、アポ電がかかってきますと、大井四丁目にアポ電がかかってきていますというところは、警察から電話がありますと、その被害を防止するために、大井四丁目に行って、その周辺で、今こういう電話がかかってきていますから気をつけてくださいというような、被害防止にあたる。なので、警察から連絡が入ったら、私どもからパトロールしている生活安全パトロール隊に連絡して、すぐに現地に行ってもらおうという形で取っておるところでございます。

○高橋（伸）委員

ありがとうございます。還付金のことなのですけれども、被害が多い状況の中、被害状況をもとにいろいろ防止対策をやっておられると思うのですけれども、還付金に限定にした対策など、今やっておられれば教えていただきたいと思います。

○森田生活安全担当課長

東京都内全域におきましては、ATMにおける携帯電話はストップということで、ATMの前や、周辺におきましては携帯電話の通話はやめましょうというような形で話をしています。先ほど私の説明では、周辺で携帯電話をかけている高齢者の方がいたらお声がけをしてくださいとお願いをしていると申し上げましたが、こういったことを周知しながら、なおかつATMには、警察でもやっていますが、チラシを貼ってたりしております。また周辺におきましては、私のほうでは新しくチラシを作成しまして、そのときには自動通話録音機もありますよ、またはこういう手口もありますよという形でお伝えしているところがございます。そういったことを様々やりながら、被害防止を進めていければと思っております。

○高橋（伸）委員

ありがとうございます。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいですか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。10年間で半減したということは先ほどご説明があったのですけれども、治安という意味でも一定の成果が出ていると思いましたが、区民の皆さんの意識も向上してきているのかと、この10年間の比較を見て思っています。

2点お伺いしたいのですが、アポ電というのが、近年どのようなパターンで電話がかかっているのか、実際にどのようにかかってくるものなのかというのを教えていただきたいのと、あとは高齢者の方が慣れないスマートフォンからアプリで詐欺に遭うというようなことも度々、身近な方からもお話を聞くのですが、このような被害は、詐欺のカテゴリー、令和2年の169件の中に入っているのか、また詐欺の中にはどのようなものがあるのかも教えてください。

○森田生活安全担当課長

まずは、どのような方にアポ電がかかっているかということでございます。犯人につきましては、これは捜査した上でのお話ですけれども、押収した中から名簿があったり、その名簿を使いまわしながらやっているというところがございます。そういった方に集中してかかっているという事例もありますし、その名簿以外の方にもかかっていますので、ご高齢の方が昼間帯に在宅されているところについては、非常に留意しないといけないということで認識していただければと思います。

また、慣れないスマートフォンのアプリ詐欺でございますが、これは裏面に6番の特殊詐欺手口というところがございますが、これは架空請求にあたります。丸の3つ目でございますが、有料サイトや消費者金融等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」といってメールやはがきを送ってきて、金銭をだまし取る。これは特殊詐欺の一部、10種類の一つになっておりまして、特殊詐欺の被害の中にこれは入るところでございます。様々な手口は、スマートフォンでもメールを通じてやっておりますので、これにつきましても被害防止で、大体コンビニエンスストアでは、各警察署において、「コンビニで電子マネーを大量に買い入れる方がいたら注意してください」とか、これは、いきなり現金を振り込ませるのではなくて電子マネーを買わせて、その電子マネーの番号を教えろというような形の手口もございますので、こういったことも周知していただいているところがございます。様々な周知をしながら、対策を講じていきたいと思っております。

○西村委員

ありがとうございます。質問の仕方が悪くてすみません。アポ電というものが、実際にどのようなパターンでかかってくるのか、どういうふうにかかっているのか、近年の状況を伺いたいのが1点と、先ほどのアプリ詐欺なのですが、高齢者の方がスマートフォンに依存してしまっている中で、知らない間にそのサイトに入ってしまったとどんどん被害が膨らんでいっているような近年の状況も懸念しておりまして、その辺り、どのようにキャッチアップして啓蒙活動をしていらっしゃるかを最後に教えてください。

○森田生活安全担当課長

失礼いたしました。実際にアポ電がどのようにかかっているかというお話でございます。今回ご紹介させていただいた、5のデジポリスでございますが、これについては、犯人の音声や中身が残ります。ちなみに、メールけいしちょうでございますが、メールけいしちょうでは、アポ電があると警察から通報が行きますが、この中では、最近であれば、ニコスとビザカードで10万円を下ろした形跡があるが、おかしいけれど大丈夫かと、これは銀行員を語ったものでございましてとか、家電量販店の者から、あなたのカードが不正利用されています。これから警察からも連絡がありますと電話があり、その後、うその警察から連絡が来たりといった手口など、様々です。メールけいしちょうでは、こういったもの

を登録しますと、自分の地区の危険なワードがすぐに分かるようになりますので、今、私の家で、こんなメールがあった。私は今、仕事であるけれども、おじいちゃん、おばあちゃんが家にいるけれども、大丈夫かなということで連絡をしていただくとか、そうすると被害防止にもさらに役立つのではないかとということでございます。

また、慣れないスマートフォンによる被害につきましては、私個人のお話で申し訳ないのですが、私が前職で仕事をしている際には、やはり高齢者に、電話がありましたという事例もございます。そういったところにつきましても、手口としては、こういったメールで被害防止の情報を流したり、または消費生活センターでもこういったもののメールの対応などもしておりますので、様々なところで対応できるかと。あと1つ、おかしいなど、お金の要求などがあれば、これはもう、他人からの要求なので、これは考えていただいて、またご両親がいらっしゃる方であれば、昼間のうちにそういった連絡があったら必ず連絡してよなど、ご家族で申し合わせていただくと非常に助かるかというところがございます。

○西村委員

ありがとうございます。

○くにば委員

自動通話録音機について伺いたいのですけれども、現在、4,700台設置ということで、この自動通話録音機の配布というか設置は、始めてから、伸び率というか、もちろん普及が進めば進むほど緩やかな伸び率になって、ある一定の時期から頭打ちに近いような部分も発生してくると思うのですけれども、現状の伸び率の推移というものをまず教えてください。

○森田生活安全担当課長

事案によってですが、昨年、アポ電強盗というものがございまして、要するに、自宅にいらっしゃるか、お金を自宅に置いているかという質問があつて、そこに強盗に行くという事案が、品川区ではないですけれども、ありました。そういった事件があつたときには、非常に、自動通話録音機を借りに来る方がいらっしゃいます。緩やかな伸びではあり、また、そういった強弱もありますが、今も借りに来ていただいています。確かに少し減ってきているようではございますので、これは多くの方に周知されて、大体の方は設置していただいているのであろうと思うのですが、現在も被害があるので、これについては私どもから関係の町会に周知させていただいたり、または民生委員の方にご協力いただいて、また周知していただいたりしながら、今後も自動通話録音機というものを促進してまいりたいとは思っております。

○くにば委員

こちらの数字の伸び率をなぜ聞いたかというのは、今、もう本当に、自動通話録音機を貸し出していますというのを、あちこちの掲示板などで見かけるのです。私のマンションの前のふれあい掲示板にももちろん貼ってあるし、マンションのオートロックを入った中の掲示板にも貼ってありまして、本当に様々なところで、こちらの周知をなさっているのだというのは感じるのですけれども、周知がうまくいっているから伸びているという部分もあるかと思うのですが、やはり、さらにより一層、様々な知恵を働かせて、この自動通話録音機というのをどんどん普及・設置を進めていくというのが大きなポイントかと思うのです。それが、たしか令和2年度ぐらいの頃に区民委員会でご報告いただいた際に、現状、自動通話録音機を設置した家庭においては、そういった詐欺被害が0件に抑えられましたみたいなご答弁があつて、区民委員会の委員の皆さんが驚いたというようなことがあつたと思うのですが、実際、現状、4,700台設置して、被害に遭われた方がどの程度減ったのか。当時、ゼロというご答弁を頂い

た気がしたのですけれども、今、4,700台を設置した中で、設置した方がどれぐらい被害にまだ遭っている方がいるか、その数値的な部分をお教えいただきたいです。

○森田生活安全担当課長

細かい数値までは私のほうでは、把握しておりませんが、自動通話録音機を設置したお宅でも被害はあります。なので、私どもがすすめているのは、自動通話録音機が全てに対応しているものではないです。自動通話録音機は警告音を発して、なおかつその会話を録音するというのが主な機能でございますので、相手が切らない限りは電話はつながっているというところでございます。ですので、相手がどなたであるか、誰であるのかというのを分かるためには、留守番電話、電話に出ない。まずは相手が誰であるのかは、ナンバーディスプレイなどで確認していただいて、その上で対応していただきたいというのをすすめているところでございます。措置することは非常に有効な対策の一つでございますので、それは進めながらも、被害の防止は他のところでも考えて進めていくということになります。

○くには委員

実際の普及率であるとか、自動通話録音機を設置した結果、どれぐらい実際の犯罪の認知件数が減ったかと、もろもろの数値を伺ったのですが、1点、私から、例えば自動通話録音機の設置を推進するためのプロモーションという意味合いの部分で、現状、様々広報している中でそれだけではなく、例えば出前というか出張で、人が集まるスーパーにテーブルを置いて、現在、自動通話録音機を無料で貸し出していますみたいな形のブースを、あちこち人が集まるところに行って設置して、より広報していくというような方法を、今どれぐらい取られているのかというのも伺いたいのですが、その着眼点というか発想としては、私が日常で使っているスーパーによく設置してあるのが、携帯販売の事業者なのです。やっぱりゼロ円というのを強く掲げていて、何でしたら、このくじ引を引けば無料で携帯電話をプレゼントしますみたいな、もちろん営業なので、そこは非常に優れた形で、やはり皆さん、つられてという言葉は適切ではないかもしれませんが、多くの方々がそこで相談をなさっているのです。やはりそれを見る以上、そういった様々、人が集まる場所にブースを設けて勧誘していくというのは大事かと思うのです。積極的に取りにいくという意味合いです。掲示板に貼って、それを見ていただく等、あとは様々、民生委員であるとか口コミというところだけではなく、やはり人が集まる場所への出張で、例えば、今、数字を聞いた中で、自動通話録音機を置いた結果、それ以外の家庭では何件ぐらい起きていたのが、自動通話録音機を導入したら何件に減りましたという数字も、自動通話録音機を無料で貸し出しています、ゼロ円という数字。そういった幾つかの数字を分かりやすく、もうそれだけというか、いわゆる本当に営業されている事業者と同じように数字を強調して、ぱっと見て、件数が減っているのだ。これがゼロ円なのだ。ゼロ円で相談ができるのだみたいに、3つ打ち出す。それがゼロ件だったらすばらしいと思ったのですが、3つのゼロみたいな形で、ぱっと視覚的に見て、関心するような、長ったらしい文章ではなくて、そういった数字をばんばんばんと書いたポスターなどを、1つ別のアイデアというか、もう少し民間のやり方に近いようなポスター、あとは出前、出張、いろいろな人が集まる場所にどんどん出張で勧誘というか案内をしていくという、その2つの手法を考えたのですけれども、その辺について何か所感があればお知らせください。

○森田生活安全担当課長

自動通話録音機の貸出窓口につきましては、私どもの区の庁舎、または消費生活センター、あと各警察署で渡せます。その5つでございますけれども、委員のおっしゃるとおり、人が集まる場所の方が普及効果が高まるであろうということで、それにつきましては検討しながら進めたいと思っています。

実際、私は前任のところでは、駅に行って配布などもしたこともありますので、そういったこともやはり効果はあるのであろうと私も思っておりますので、その辺は考えて進めていきたいと思っております。

また、民間のような視覚的なものについては、やはり私どもの広報広聴課にも、視覚的な強調をどうしたらいいのかなど、そういったものも相談しながら進めさせていただこうと思っております。今後もそういったご意見を踏まえた検討を進めながら対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○くにば委員

ありがとうございました。自動通話録音機には、一定以上の効果があって、この施策を進めていけば、その分、詐欺被害が食い止められるということで、ぜひともここは、いろいろな施策、いろいろな考え方を使って広く普及していけるようにお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○鈴木（真）委員長

よろしいですか。

○新妻副委員長

すみません。2点お伺いします。自動通話録音機ですが、これはたしか東京都の予算を使い、品川区から貸出していたかと思いますが、今、現状として、いつとき非常に皆さんが希望されて、その希望に沿えない時期もあったかと思いますが、今の時点では、自動通話録音機にまだ余裕、空きがあるのかということを確認させてください。

それと、A I型の自動通話録音機、8月から17件ということですが、これは当初の予算どおりの台数が設置されて、この17件ということではよろしいのか、お知らせください。

○森田生活安全担当課長

自動通話録音機は、今年につきましても1,000台購入しまして、今、各警察署に配布しているところでございます。今、足りなくなっているという状況はありません。

また、A I型の自動通話録音機でございますが、当初50件の予定でございます。今、17件で、これは試験的な運用でございます。今は警察署を通じて、被害に遭われそうな方や電話が多い方に設置して進めているところでございます。それで、全ての方に設置できるかといいますと、これもまた難しいところで、アダプターを製造している会社のキャリアに合った電話でないといけないというところがあるので、そういうところで少しハードルがあるかとは思っておりますが、今後も募集をまたしまして、50台設置できるように進めていこうと思っております。

○新妻副委員長

ありがとうございました。まだ余裕があるということですので、またお声がありました方にはぜひ周知を進めたいと思っております。

またA I型に関しては、50件の予算のうちの現在17件ということで、たしかこれは費用が個人負担であって、その辺が当初ご説明いただいたときに負担が大きいのかとも感じたところがあったのですが、そういうことも含めて50件いかないのか、何か機械も特殊だというお話がありましたけれども、やはり効果があると思われまますので、これはしっかり予算を使って、予定数が設置されるのが望ましいと思うのですが、その辺の設置状況が今後もう少し進んでいかないといけないのかと思うのですが、何か手だてをご検討されているのか、もしありましたらお知らせください。

○森田生活安全担当課長

これにつきましては、通常、設置にあたり工事費用がかかりますが、この工事費用は区で全額補助しているところでございます。個人の皆様にはナンバーディスプレイを既に登録されている方であるなら

ば、それ以後、ゼロ円なので、ほとんど無料でつけられます。しかしながら、ナンバーディスプレイを契約されていない方については、月々のナンバーディスプレイ利用の費用がかかりますので、そのところがかかってしまいます。ナンバーディスプレイがないと、相手方の電話番号が分からなくて、相手が誰であるかといったデータが取れないので、それは入っていただかないといけないというところであります。

今後の進め方ですが、いろいろ私もやりまして、効果があるというところが何となく分かってきているところがございます。といいますのも、電話がかかってくるのと、それをAIが感知して、これは危険な会話であるというのは本人にも通知されますし、事前に登録された方にもメールが行くということで、誰か第三者が止めに入るというところが非常に有用でございますして、今までにないものではございます。そういった効果、こういうことができるのだ、こういう効果があるのだということをまとめた上で周知しながら、今は警察を通じての限定的なものでございますので、それがどういうふうに拡大していけるかということは、効果検証を進めていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長

他によろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

生活安全担当課長はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(2) 東京2020大会レガシーとしての旧東品川清掃作業所の暫定活用について

○鈴木（真）委員長

次に、(2)東京2020大会レガシーとしての旧東品川清掃作業所の暫定活用についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

それでは私から、東京2020大会レガシーとしての旧東品川清掃作業所の暫定活用についてご報告申し上げます。資料をご覧くださいませ。

まず項番1「経過」でございます。本施設は平成12年4月に都から財産移管されたものでございます。財産移管されたときには、清掃用途ということでの制限はかかっておりました。約20年間かかっておりまして、令和2年3月に、その用途制限が終了したところでございます。現在は、しながわハウスなどの短期イベント会場や壁面アート、防災倉庫、開放広場で暫定活用中ということで、しながわハウスに関しましては、ご案内のとおり、残念ながら、こちらでは行うことはできませんでしたが、短期イベントの会場として、今週末、ちょうどキャナルフェスで、開放広場のところを使うような予定にはなっております。

引き続きまして、項番2「敷地概要」でございます。所在地が品川区東品川二丁目3号、敷地面積が5,199平米、建物の延べ床面積は5,561平米でございます。場所としては、京浜運河と山手通り、それから海岸通りに面しているところで、天王洲アイル駅はモノレールとりんかい線がございます。京浜運河のところには栈橋も、ちょうど真ん前にかかるような位置になってございます。

項番3「今後の暫定活用」の方法についてでございます。まず(1)「用途」なのですが、東京2020大会のレガシー継承を目的に、パラスポーツをはじめとする多様なスポーツ団体やアーティストの活動の場、地域のにぎわいを創出するイベントなどの開催を致します。それから、施設の活用期

間は、およそ5年程度を目安としております。

活用のイメージなのですが、平常時はパラスポーツ団体等の練習会場ですとか、それからアーティストの制作活動をする場所として提供する。それから、スポーツ体験会や選手との交流会、地域のにぎわいのイベントなども開催する場所として考えております。

(2)「スケジュール」でございます。今年度中に運営の方法やコンテンツ等を検討いたしまして、運営の事業者を決定いたします。それで、来年度に入りまして、改修工事を行いまして、10月の開設を目途といたします。改修・運営に関しては、プロポーザル方式で委託事業者を決定する予定になっておりまして、本日の区民委員会の報告後、公募を開始する予定となっております。

○新妻副委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がありましたら、ご発言願います。

○中塚委員

私は今の現状、現地の状況を見ていなくて、なかなかこちらの方面まで足を運んでいなくて申し訳ない部分があるのですが、現在、暫定活用中ということで、旧東品川清掃作業所の建物を上手に活用してやられているということでよいのかご説明いただきたいのと、そこから今後、運営検討、事業者決定、改修工事ということで、何をどんなふうに変える計画なのか、いずれ図面なども示してもらえたらと思うのですが、ご説明いただけたらと思います。ちょうど都から区に移管された後のリサイクルの関係で使っていた状況のときは、現地を見たことはあるのですが、それ以降、状況が分からないので、補足的にご説明いただけたらと思います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

暫定活用の方法と、どういった改修等をするかというような質問かと思えます。

まず委員ご指摘のとおり、リサイクルの粗大ごみを置く清掃用途で令和2年3月まで使っていました。その後に暫定活用ということで、壁面アートは、建物のシャッターのところにアーティストによる渦巻の絵が、今、描いてあります。それから、防災倉庫として防災用途の毛布等の備蓄の場所として使っているのと、あと開放広場というのは、ちょうど山手通りと海岸通りがぶつかった辺りのところというのは、ちょうど天王洲アイル駅から降りてくる方で、かなり人がいつもあふれていたんで、そのところを開放広場、簡単な公園みたいに整備しておりまして、誰でも入れるようになっているというような状態でございます。

もともとが、用途がごみ中継所という用途のもので、人が入るとかスポーツをするといったことは全く想定していない建物でございます。ですので、現在、中は倉庫として使っているだけですので、その場所をごみ中継所からスポーツ施設なり観覧所という用途を変更するために必要な工事というものが出てきます。例えば、二方向避難や、あとは換気の関係といった工事もございます。それから、ずっと使っておりませんので、中のトイレも今あまり使えない状態ですが、そこはパラスポーツの方も使うということで、多目的トイレに変えるなどということも想定されますし、あとは築30年を超えたような施設ですので、外壁のタイルも落ち出していますので、その辺りの安全性を担保するための工事や、あとはパラスポーツですと車で来る方もいらっしゃるかと思いますので、駐車場といいますか、線引きぐらいなのなのですが、そういった工事なども、用途変更に伴うことを建築課や消防と相談しながら改修することと、それからパラスポーツの方も使えるような仕様に変えていくというような工事を予定しております。

○中塚委員

ありがとうございました。旧東品川清掃作業所を、今おっしゃったように様々トイレも含めて改修するというですけれども、今の説明で、様々な工事をするということは分かったのですけれども、ただ、5年程度を目安に活用するというですけれども、そこまでというか、必要な工事を踏まえた上で、5年程度と定めた理由は何かということをご説明いただけたらと思います。

あと一言、委員長に、今期は無理でも来期にでも、どこかのタイミングで現地を確認できたらと思っています。それは意見で終わりたいと思います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

こちらの施設が2階建てになっているのですけれども、使おうと今思っているのが、現地に行っただけで分かると思うのですが、1階に清掃車が入る広い大空間がございまして、そちらを主に使おうと思っています。それで、先ほども申し上げましたが、築30年を超えていまして、実は2階のほうは雨漏り等しているところもあり、本格的にそれを改修するとなると、かなりの金額がかかってしまうということもございます。将来的にはほかの区の施設も含めて、ここも建て替えという話も出てくるのかというところで、費用の折り合いや老朽化も見まして、5年程度だろうということで、一応、目安を5年としているところでございます。

○鈴木（真）委員長

他にございますか。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。質問が2点ありまして。1つは、予算的なところがどれぐらいなのかというのを教えてください。それと、活用のイメージなのですが、イベントのときだけ、ここを開放するのか、常に誰か人がいて、何か展示物などがあって、ふらっと寄ってみようかということが出来るような整備をしていただけるのか教えてください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

予算的な面のところなのですが、今年度にコンサルティングといたしますか、基本計画等の委託と、それから用途変更に伴う、一定程度進める部分に関しましては、2,000万円弱ぐらいを予定しております。

来年度に関しましては、今、予算の査定中でございますが、改修工事等に関しましては、恐らく1億円ぐらいになるかと思っております。

それから、あとは運営経費等に関しましても、こちらはまだ検討中なのですが、1つ参考になるかと思っておりますのは、荏原第四中学校が今、暫定的に貸出しをしております、そこが3,000万円程度ということですので、それよりは少し高くなるのではないかと思っております。

それから活用のイメージなのですが、平日は貸出しということで、パラスポーツの方が練習をするとか、区ゆかりのホッケーなどの練習をするということと、アーティストの方が、例えば長く何か展示をしたいなどという場合には開放する場合もございますが、平日に、ふらっと行って何かを見るというのは、今のところ想定はしていないのですが、その辺りも運営のプロポーザルが決まった業者と決めたいかと思っております。

○新妻副委員長

ありがとうございました。天王洲エリアは、かなり地域の方が力を入れて、いろいろなイベント等も開催していただいているエリアであります。東京2020大会のレガシーとしてということでもあります。

ので、できれば何か平日も、地域の方がちょっと寄って、少し休憩できるかというようなスペースがあるとすごくいいのかとも思いますので、そこは要望とさせていただきます。よろしくお願いします。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。今ご質問にもあったのですが、ホッケー会場の利用料が高いというお話が以前ありまして、今、ホッケーとして使えるのであれば、私も中を拝見したことがなくて申し訳ないですが、グラウンドがあって、そういうものが利用できるということなのかどうか伺いたいのと、あとお値段に関しても、区の施設ということで良心的なお値段で利用できるようなになればいいというのを、要望も含めて伺いたいと思います。

あと、東京2020大会のレガシーということですので、交流のあった各国のマルシェですとか、今、大井町の駅前でも人気ですけれども、そういったことも、今後のにぎわいイベントとしてご検討いただきたいと思っております。ご意見をお聞かせください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

まずホッケーのグラウンド的なものというお話なのですが、広さとして、そこまではありません。横幅が14メートルぐらいで、奥行きは結構あり、六十何メートルあるのですけれども、ただ、ホッケーの練習にしても、いつもグラウンドの大きさがあるところで練習をしているわけではございませんので、アジリティや、筋力トレーニングといった、パーツ、パーツのトレーニングで使うことができるかと思っております。

もう一点、ご要望としてマルシェ等ということでお話を頂きました。ちょうど今週末行われるキャナルフェスというのも、およそ3日間でも3万人ぐらいいつも来ると言われているのです。ですから、そういうときに合わせて一緒にイベントをしたり、今、委員からご要望のあったようなマルシェ的なもの、ゆかりのある地域や国のものを出すというようなこともあわせて考えていきたいと思っております。

○西村委員

ありがとうございます。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。すみません。2点質問です。

活用イメージなのですが、アーティストの制作活動場所ということで、これはどのようなアーティストを想定しているのか。また、どういった活動をするのかということをお聞かせいただきたいのと、あともう一点が、ここは飲食を伴うような場所となるのか。やはり運河沿いだと、飲食もあつたほうがいいのかと私は思っているのですけれども、お分かりになれば教えていただきたいと思っております。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

まずアーティストなのですが、イメージとしては美術系の制作物をつくる方なので、小さなアトリエではつukれない、大型の制作物をつくるようなときに、スペースはかなりありますので、そういった方の需要があるのかと思っております。

それと、先ほどもお話がありました、そういった方がそこで展示をする展示会的に使うということも考えられると思います。

それから飲食なのですが、中に飲食の施設を造るとなると、なかなかまたハードルが高くなるので、例えばイベントのときにはキッチンを出すとか、そういった形での提供はできるかと考えています。

○高橋（伸）委員

分かりました。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長

では、ほかによろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○鈴木（真）委員長

次に、予定表3、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○中元スポーツ推進課長

私から、配付資料はございませんが、口頭でご報告させていただきます。

総合体育館と併設でございます日野学園温水プールでございますが、11月17日水曜日に設備の故障がございまして、現在、一般開放や団体貸切り等、全ての利用を休止してございます。区民の方への周知は11月17日から現地受付カウンターでのご案内と館内掲示を行うとともに、区のホームページ、また品川区スポーツ協会のホームページに、休止の旨、掲載しているところでございます。また、予約が入っている団体には、個別に電話連絡を致して、混乱のないように努めてまいりました。

今朝、現地に確認しましたところ、12月1日水曜日から一般開放を再開できる見込みとのことでございます。明日、水温等を最終確認した後、12月1日から再開の旨、ホームページ等で周知してまいります。

○鈴木（真）委員長

本件について特にご確認はございますか。

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかに、その他で何かありますか。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

私から、パラスポーツの啓発イベント「Challenge & Move」のご案内をさせていただきます。資料が2枚ございます。まず、少し青が薄いほうの色でございますが、「Challenge & Move」には昼の部と夜の部がございます。全て、今回はオンラインで行います。昼間は2つ、オンラインのワークショップを行う予定でございます。1つが、夏にパラリンピックの選手村副村長であった、根木慎志さんをファシリテーターに迎えまして、「みんなが輝く品川とは」と題してワークショップを行います。もう一つが、パラリンピックのブラインドサッカーの日本代表選手のキャプテンだった川村怜選手を迎えまして、「川村怜が感じる世界を体験しよう！」ということで、ブラインドサッカーを通じたコミュニケーションの大切さを体験しようという2本をご用意しております。

それから夜なのですが、夜はダンス&トークショーということで行います。3名の、パラリンピックの閉会式で共演した方に出演していただく予定でございます。大前光市さんは、しながわ2020スポーツ大使でもございます、義足のプロダンサーでございます。かんばらけんたさんは車椅子のダンサーでパフォーマー、それから和合由依さんは、パラリンピックの開会式のときに、「片翼の小さな飛行機」という、ダンスの中で主人公を演じた中学生でございます。この3人のダンス、今回オリジナルのダンスを踊っていただき、3人のトークショーをYouTubeで配信いたします。登録をお願いいたします。

○鈴木（真）委員長

本件について特にご発言はございますでしょうか。よろしいですか。
ないようですので、以上で本件を終了いたします。
ほかに、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。
以上で、本日の予定は全て終了いたしました。
明日も午前10時からの開会となりますので、よろしく願いいたします。
これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時53分閉会